

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、歯科技工所開設届の様式について所要の改正を行う。

2 改正の内容

歯科技工所開設届（第1号様式）の様式を改正

3 施行期日

公布日より施行